

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱

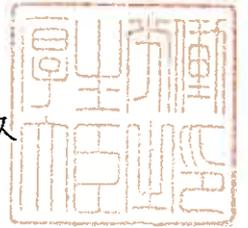
厚生労働省発職 1224 第 9 号

令和 2 年 12 月 24 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（二において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対する特例措置の対象を対象期間の初日が令和二年一月二十四日から起算して十三月が経過する日が属する月の末日までの間にある場合に変更すること。

二 新型コロナウイルス感染症関係事業主に対する雇用調整助成金の支給に係る一日当たりの上限額及び助成率の引上げ等を行う期間を令和二年四月一日から令和三年二月二十八日までに変更すること。

三 対象期間について、事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和二年六月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和三年六月三十日までとすること。

第二 （略）

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。